

## 第 34 回社会保障審議会障害者部会 傍聴メモ

※このメモは傍聴者の速記メモですので正式な議事録ではありません。会場の音声聞き取れなかった部分や、発言者の趣旨と異なる部分もあります。取り扱いにはご留意下さい。

日時； 2008年6月30日 14:00～16:30

場所； 都道府県会館

●欠席委員確認、代理人出席確認、事務局側より児童家庭局、文科省特別支援教育課担当が出席

●資料確認、事務局からの資料説明

●資料についての質問

箕輪委員；加齢児という表記があるが、これは成人の支援に移行するのか。一般の大人と違いはなにか。

事務局；18歳以上の方が児童の施設入っているもの。18歳を超えても入所可能なのでこのようになっている。障害児の検討会でも議論になっている。

●議事

安藤委員；22pの地域生活支援事業について。柔軟な事業の実施という理念、地域分権の考えというが、財源が与えられていない。コミュニケーション支援など、実施にばらつきもあり、非常に問題がある。国が一定の基準などを示す必要がある。

佐藤委員；支援法以降、児童福祉法との整理が必要になってきた。障害児支援は児童福祉法の中でやることを強めるべき。児福法は少子化対策が中心になり子育て支援が強調されているが、今回の改正内容に障害児に関する記述は見あたらない。児童福祉の中で障害児の発達支援とその親の支援を行うべき。障害児の通園施設はずっと増加している。障害児が増え続けていることなのか、別の場所にいた人が来ているのか見極めも必要。

堂本委員代理；提出した資料のp2の中段。子育て支援センター機能充実。相談はハードルが低いいろいろな相談できることが重要。施設などの連携をはかり、適切な支援をしていくようすべき。

事務局；実際、保育所に通う障害児がふえている。通園施設は横ばいだが一般施設の中で整ってきている中、保育所に行っている障害児も多い。

君塚委員；高齢出産、不妊医療、などで脳性麻痺児が倍増している。NICUが足りない。重度重複がふえている。

伊藤委員；障害児の施設に行くばかりでなく一般学級などに通ってもらい他の子どもと学び過ごすのが当たり前になるべき。新体系のサービス体系は維持すべき。短期入所、これも日中夜間を分けてはどうか。ショートと生活介護は送迎をせざるを得ない。介護保険とちがって通う範囲がかなり広い。特段の配慮を。

小坂委員；新体系には障害程度区分5、6の人が8割以内と移行できない。都道府県関係の施設や就労継続B型なればお金になるが、実際には障害程度区分によって区分5、6の人が8割いないところは新体系に行けない。だから移行は少ない。入所・通所を分けたことにより、夜の支援は単価が低いので、昼間の生活介護の部分から職員を出している状態。結果的に昼間の人員が少なくなる。こ

これは大きな問題点。GHにおいても、ケアホームができ、夜勤や生活支援員の配置、管理責任者の配置で、今までより多く人が要るが収益は減っている。人手不足がもろに出てきている。減額で事件も発生している。見直しについて昨年くらいから要望をまとめて協議を進めて与党の報告書にまとまっている。障害程度区分、聞き取り調査は2～3時間かかる。これをやっている自立支援どころではない。日割り制度で将来施設がやっていける状況ではない。将来に希望がないと職員も辞めていく。大変な状況。

福島委員；地域生活支援事業の実施状況をみると大きな差がある。このような状況について厚労省はどう考えているのか。柔軟に地域の実態に合わせて実施というのは一見聞こえはいいが、一方どうにでもなるもの。財政が厳しいときはやらない。やはり一定の基準は必要。予算も伸びていない。裏付けのある財源確保を。

長尾委員；地域生活支援事業については、市町村に任せるというもので、市町村の財政状況や理解度で姿勢が違ふ。大きな差が出てきている。小作業所の移行、地域活動センターに移行するにあたって、国の個別給付的な基準を出しているところもある。小規模作業所自体が存亡の危機に立っている。

嵐谷委員；地域生活支援事業について、財源の問題があり裁量的経費で、余裕があればできる事業にならざるを得ない。義務的経費にしなければだめでしょう。地域間格差をなくしてもらいたい。国の制度としないと続かない。相談事業もできていないところも多い。相談員の活用もしてほしい。GH、CHの活用など。このままでは格差が大きくなる。

鈴木委員；サービス体系自体に無理がある。移動は同じ内容なのに個別給付と地域生活支援事業で分けている。合理性がわからない。障害程度区分、障害の特性判断は難しい。調査項目の見直しを。移動支援は格差がひどい。基本的なところから見直しを。義務的経費にしてほしい。

新保委員；地域生活支援センターがふえたのは地域生活に必要なだから。ソフトな救急システムとして活用できている。発展的に進むべき。5万程度に一箇所が望ましい。支援法で3障害統合しふえたが、そうっていない。

事務局；地域生活支援事業はまず実施をしてもらおうようお願いをしてきた。毎年度実施率はあがってきている。中身や取り組み方についての批判は聞いている。格差解消に努力はしてきた。義務的経費へという要望については、相談へいく移動支援などは個別に見直したりした。情報支援について、権利擁護、福祉機器、裁判時など裁量でいいのかどうか、実施状況をみながら検討したい。

広田委員；支援医療、申請年1回、申請料、事務が繁雑。2年に一度にしてほしい。生活保護の通院移送費はバラバラの対応になっている。大事なものは医者との信頼関係、これが必要。結局は財源的にもまわっていい。コンシューマー側から考えても、使った医療費を本人が知って窓口に行く方がいい。

大濱委員；資料説明する。事業経営がきつい。基盤ができていない。重度訪問の単価、サービスを使いたくても使えない実例がある。必要な時間数、サービスが支給されていない。重度で地域で暮らす人には、国庫負担上限を外してもらいたい。小さな市町村では国がしっかり手当しないと。ケアホームは、重度の人が入ると他の人のケアができなくなる。手厚い人員配置にしないと重度の人は無理。そうしないと危険。

山岡委員；発達障害、見えにくい障害で状態も多様。個に応じた支援が必要。高次脳、難病、発達、3障害一体ではなく全ての障害を入れて総合障害法を目指すべき。現行の障害程度区分では発達障害は反映されない。程度区分と支援ニーズの視点、ネットワークにも研究者がいるので協力できる。

星野委員；地域生活支援事業から移行への支援策がほしい。自立支援法で小規模加算がなくなった。小規模に対する配慮を。福祉ホームも自治体によってバラバラ。制度上の位置付けをしてほしい。新体系移行、6割がB型にしていたが、経営実態調査で下げられてもやりくりしている姿がでてくると思うが、それで何とかなっているわけではない。設備基準も厳しくなっている。消防などの関係も。

事務局；GHC Hについては、設置基準や法令は、消防庁と話しをしていきたい。安全面の確保は重要。移行について強制はせず、支援策を設けて基金でもやっている。継続も含め検討していく。

坂元委員；障害児支援については、専門のコーディネーターを配置すべき。地域生活支援事業の相談体制は脆弱だが法の要がこの事業。今のしくみでは制度が進まない。包括的なセンターを新たな創設を。

北岡委員；障害児については、一般の保育園、学校、放課後クラブで、共に育ち学ぶ生活するしくみへの転換を。リハ職や心理職などが学校、園に出向く体制など、地域で暮らして地域で働くのが方向感。見直しはこれにそってしてほしい。入所にどんな区分もはいたら地域生活への移行が滞る。全ての人全てが全てのサービス使えるのはいいが、地域で暮らせなくなるのでは。そうしたことをふまえて議論しないと。日割り、利用者の観点でいえば重要。課題もあるが重要な観点。ただ報酬は理念実現するため見直しが必要。相当努力し運営している。それでいいのではとなるとこれからのこと難しくなる。

児童家庭局；坂元委員のいうとおおり、保育所の障害児受け入れ数の増加傾向はそのとおり。保育士の加配、財政措置などの方向で対応していきたい。専門職の配置も必要性のあり、看護師の配置も予算に入ってきた。

文科省シヤ企画官；幼稚園から高等学校まで体制整備を進めてきている。幼稚園、高校はまだ課題がある。種類程度によって障害に対応したものもしっかり踏まえ特別支援教育を進めていきたい。

副島委員；障害児支援、早期発見のための相談体制、話しやすいのは親同士、クラブ、遊びの広場などで、その次の保健師や療育への連携、支援体制が必要。保育所の障害児支援、親同士が集まれるのもよい。学齢前後の支援の切れ目があるので、一生寄り添った支援体制、学校の連携を考えていかないと。顔の見える関係、障害者の理解をすすめてほしい。

井伊委員；入り口は一般、出口は専門ということ。はじめは特別な相談というより、生活レベルの相談からくる。そこから特別なニーズへ対応していく。訪問看護の必要性があるのに、介護給付にメニューがない。検討してほしい。

生川委員；障害程度区分は医学モデルの評価中心だが、どれだけの支援がどれだけ必要か入れていく必要がある。アメリカAAMRのSISがニーズ尺度を出しているので参考になるのでは。社会モデルを加味した区分が必要ではないか。

箕輪委員；特別の支援を特別の場所とするのではなく、一般の地域で。親も障害を受容ができていない時、気づいていない時、福祉以外での障害の専門の方、関連法制度の現場を活用するといった全体を見通して制度を考えていきたい。

以上

事務局から；次回、7月15日（火）14：00～ 団体ヒアリング 25団体を3回に分けて行う。